

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 6 号

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

函館市障害者支援施設の設備および運営に関する基準を定める条例（
平成 2 5 年函館市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 5 項中「栄養士」の後ろに「または管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。